

して漸次改調を行つてゐる。

六、**地形圖** 三角測量の成果を基として地形圖根を組成し、地籍圖中より地形圖に必要な部分を縮寫參酌して地上のあらゆる物體の位置形狀を測圖し、水準測量の成果に因る等高曲線を用ゐて地貌を現はし、夫等の關係を明瞭に指示したもので朝鮮地形圖と稱してゐる。

朝鮮地形圖の様式は陸地測量部のものと同様で其の記號も殆んど同じにしてある。地形測量は大正三年の着手で同六年外業を終へ同七年に内業整理によつて完成した。茲に朝鮮の位置・形狀・廣表面積は詳細に數學的に確定したのである。

七、**地形圖の製版印刷並に發行** 朝鮮地形圖の製版は大正四年着手同七年に完成した。其の原版は陸地測量部に委託し同部から印刷發行する事にしてある。經年の久しきに從つて變化する地物・地貌の狀態は本府で地形圖を修正補測し、原版の改訂は陸地測量部が行ふことに協定してある。

製版完了と共に發行した地形圖は特殊地形圖五四枚、五萬分一圖七二三枚、二萬五千分一圖九七枚、一萬分一圖四五箇所五〇枚である。

尙樞要地二十八箇所を一萬分一縮尺に改測する計畫にして既に十五箇所を測量し、十一年度に於て左記十一箇所を假裝版圖として陸地測量部より發行した。沙里院・兼二浦・安州・興南・天安・井州・北青・新安州・松汀里・黃州・江陵。

八、**輿地圖** 朝鮮五萬分一地形圖は（秘投區域を除く）全土に亘つて發行せられてはゐるが、其の一枚

の圖は經度十五分（東西約二三・二籽—二〇籽）緯度十分（南北約一八・五籽）の區域で詳密ではあるが、大規模の計畫又は大勢を通覽する場合等には不便を感じるので、五萬分一圖を基礎として大正七年小縮尺の圖を作り同八年に製版した。

原版は本府に保管し印刷は朝鮮印刷株式會社に、其の發行と販賣は小林又七（本店は東京、支店は）に扱はせてゐる。

其種類は

イ、朝鮮二十萬分一圖 六五枚

五萬分一地形圖十六枚の區域を一圖面にした四色刷

ロ、朝鮮五十萬分一圖 一三枚

道別にした四色刷

ハ、朝鮮百五十萬分一及二百五十萬分一圖

兩圖とも一枚の圖面にし朝鮮全圖で四色刷

地形圖業務 各地方の發展に伴ひ地物・地形が變遷して圖面修正の必要から是等を調査測量して修正原圖を作り陸地測量部に送つて版面を改訂してゐる。

大正七年には京城・大田・大邱地方の修正を土地調査局で行つたが、同八年以降は土木課で地方の發展狀況に應じて修正してゐる。昭和十一年度末迄に修正した地形圖の枚數と其面積は

一 萬 分 一	百 十 九 圖 葉	百 三 十 四 方 里
二 萬 五 千 分 一	百 三 十 二 圖 葉	七 百 十 九 方 里
五 萬 分 一	三 百 三 十 九 圖 葉	三 千 四 百 二 十 八 方 里

であつて、其の原版の修正は漸次進行して新版の發行を見ている。右修正圖の内經年變化に因り修正量の多き圖葉は同一圖にして二回乃至三回に互りて修正したものである。

朝鮮地形圖の發行は前記の如くであるが、秘圖區域が全土の約一割弱あつて一千餘方里の地形圖は一般に用ふる事が出來ず、施政上にも亦産業開發上にも支障を來すので、大正十一年軍當局と交渉して軍事上差支ない程度の五萬分一圖を調製し得ることになつて、同十二年着手同十三年に原圖を完成し、三色刷の交通圖七九枚を、同十五年六月以降から陸地測量部で印刷發行した。以上で要塞近傍を除いた全土の五萬分一圖が揃つたのである。其後秘圖の中

大 正 九 年	一 萬 分 一 圖	三 枚、二 萬 五 千 分 一 圖 十 枚
昭 和 七 年	五 萬 分 一 圖 二 十 二 枚、五 萬 分 一 圖	十 五 枚

が解秘されて、陸地測量部は假製版にして印刷發行した。従つて解秘された部分の交通圖發行を停止した。又昭和十一年度に於て軍事上の必要に依り五萬分一圖二十枚、二萬五千分一圖三枚、一萬分一圖一枚を秘圖區域に編入せられた。

一萬分一市街圖の中、京城は市街が郊外に發展膨脹した爲め圖幅の擴張を要し、大正十年其の東部を

昭和四年西南部を補測し、平壤も亦同様に同十一年西・東・南部の三方面に擴張測量を行つた。其他釜山・大邱・大田・清州・全州・光州・木浦・仁川・元山・咸興・清津・羅南等多少の擴張測量を行つた。尙其他に於ても擴張を必要とししてゐる。

以上の外名勝舊蹟等の案内圖として特殊地圖があり、又京城市街の案内圖として特殊建造物の所在索引及番地を記入した市街圖を作り、昭和七年大修正を加へて同年發行した。京城市街圖・龍山市街圖であつて普通番地入圖と稱へて重寶がられてゐる。

以上各種の圖面は年約四十數萬枚を發行し需要は年々増加しつつある。地方産業交通の發達するに従つて地物・地貌の變遷が著しいので、本府は努めて圖面の修正を行ひ新版の發行を圖つてゐる。

原版維持の爲め昭和十一年末迄に製版したものは

地形圖原版中損蝕甚しく改版したもの	二百十二版
輿地圖の原版で補充又は修正補刻したもの	八十六版

尙一萬分一市街圖の補測刻したもの三十二箇所其の面積二十五方里である。

諸測量の基準點である土地測量標の毀損・亡失等多く諸測量を行ふに不便困難を極めるので、是れが維持復舊を計畫して昭和三年度に於て準備試行を爲し、同四年以降全鮮中十四府二百八郡内二萬四千五十五點に就て現状の調査をなし、本府に於て急施を要する地方より順次復舊測量を行ひつつある。昭和十一年度末迄に復舊した地方は義州・平壤・咸興・元山・京城・春川・大田・公州・大邱・忠州・慶

州・釜山・馬山・晉州・光州・全州・安州・宣川・天安等で點數は四千百六十四である。

三角測量及水準測量の成果は其の利用の範圍頗る廣く、且つ其原本保存の主旨から之を複製して六百七表に作り、利用の便を稽へて關係官廳にも配付し永久に保管せしむることにしてある。

二一 古蹟調査・附博物館及朝鮮史編修

一、古蹟調査 本府は明治四十二年以來、韓國政府時代に着手したる古建築物並古蹟の調査を繼續し、大正四年一旦終結を告げたのであるが、古來の遺蹟及遺物は其の數極めて多く從來の調査は其の一斑に過ぎざるのみならず、近來交通機關の發達並産業の勃興に伴ひ、遺蹟遺物の漸次散逸湮滅に歸する虞あり、仍て翌五年四月更に新計畫を樹て五箇年を期して之が調査を行ふこととし、調査事項を先史遺蹟(貝塚・遺物包含層・遺物散布地・堅穴) 古墳(高麗以前に屬する墳墓の調査並遺物蒐集朝鮮) 史蹟(都城・城柵・關門・交通路・驛院・烽燧・官府・祠宇・壇廟・寺刹・陶窯等) 古建築(歷史上又は工藝上參考となるべき遺址・戰蹟其の他主要なる史實に關係ある遺蹟の調査並遺物の蒐集) 古建築(宮殿・城門・樓臺・祠宇・壇廟・客館・校舍・寺刹) 金石其の他の遺物(佛像塔・燈碑・幢竿・石獸・石人・石槽・鐘・香爐・鏡・祭器・樂器・橋梁等の調査) 金石其の他の遺物(繪畫・冊板・懸額・陶磁器・漆器其の他歷史上又は工藝上の參考となるべき金石製作物木製) 古文書(歴史其の他考古の資料とな) 等に分ち、同年九月より調査に着手し、十年三月末を以て完結したのであるが毎年の調査は報告書を印刷して之を公にすることにせり。又大正五年七月古蹟及遺物保存規則を制定し、貝塚・石器・骨角器類を包有する土地及堅穴等の先史遺蹟・古墳並都城宮殿・城柵・關門・交通路・驛院・烽燧・官府・祠宇・壇廟・寺刹・陶窯等の遺蹟並其の他の史實に關係ある遺蹟・年代を経たる塔・碑・鐘・金石佛・幢竿・石燈等にして、考古の資料として保存の價値あるものは名稱・種類・形狀・大小・所在地・所有者又は管理者の住所・氏名若は名稱・現狀由來・傳説・管理・保存の方法等を臺帳に登録し、此等の古蹟又は遺物を發見したる者は三日内に届

出でしめ、臺帳に登録したる物件に關して現状を變更し、移轉修繕處分等を爲す場合は總督の許可を受けしむるこころし、同時に主要なる遺蹟及遺物に對しては順次保存工事を施行し來つたのである。斯くして遺蹟遺物の主要なるものは略々調査を遂げたのであるが、既に判明せる遺蹟遺物の調査を要するもの尙甚だ多きのみならず、調査の進行に伴ひ、新に之を發見するこころ亦少からざるべき現状に在り、之が調査を繼續して過去の文化を闡明し、其の形跡を保存するは國家當然の責務であつて、殊に朝鮮の如く主權の所在に異動ありし地域に在りては、前代文化の保存を計るは最も必要なる事項なるを以て、依然調査を繼續するこころし、調査の方法を一般・特別・臨時の三種に分ち、一般調査に於ては一道を分ちて、其の地域内に於ける未調査の遺蹟遺物を遺漏なく踏査し、特別調査に於ては物件を特定して精密の調査を行ふこころし、臨時調査に於ては物件の破壊・古墳の盜掘等の虞ありて急を要する場合に於て隨時之が調査を爲し、物品を蒐集し、又は遺蹟・遺物の保存方法を定め、此等毎年の調査は報告書を印刷して之を公にするこころし、既に大正五年度より昭和八年度迄各種の調査報告書及特別報告を發行したのである。又毎年朝鮮古蹟圖譜を刊行し、朝鮮古來の工藝美術と共に其の文化發達の有様を紹介するに努め、又古代の建造物中寺刹の所有に屬するもの三百七十餘の多數あり、此等の中、歴史の證徴若は美術の模範となり、國費を補助して其の維持保存を圖る必要あるものに對しては破壊の程度に應じて、順次保存工事に着手し、既に慶尙北道慶州郡芬墓寺佛塔、全羅北道金堤郡金山寺殿堂及慶尙北道慶州郡石窟庵・佛國寺、同道榮州郡浮石寺、殿堂、江原道金剛山長安寺大雄殿

等の修繕を了し、昭和八年度黃海道黃州郡成佛寺極樂殿の修理工事を完了し、尙同九年度に於て引續き前記成佛寺の應真殿の修理を完了し同十年度より全羅南道求禮郡華嚴寺の覺臺殿の修理に着手したのである。

二、**寶物古蹟名勝天然記念物の指定** 朝鮮總督府に於ては、朝鮮に於ける寶物古蹟名勝天然記念物の保存維持を圖るため、昭和八年八月制令第六號を以て朝鮮寶物古蹟名勝天然記念物保存令を公布し、之と同時に、同年同月勅令第二二四號を以て朝鮮總督府寶物古蹟名勝天然記念物保存會官制公布せられたるを以て、昭和九年五月始めて本府に第一回保存會總會を次に昭和十年九月第二回保存總會を開き、該會に諮問したる後、朝鮮總督は朝鮮總督府官報に告示し、寶物二百六十九件、古蹟七十二件及天然記念物四十四件の指定を爲すに至つた。而して同保存會總會に、京畿道水原の空心墩及び水原長安門修繕の件を付議し、同會の決定を経て、昭和九年度より國費を以て前記古蹟を修理したのである。

三、**博物館** 大正四年始政五年記念朝鮮物産共進會の開催に際し、其の陳列館の一部たる京城景福宮構内に新築せる美術館を中心とし、同構内の舊宮殿の一部をも利用して同年十二月之を開設し、制度・風俗・文藝・宗教・美術・工藝其の他歴史の參考憑徴となるべき資料を集め、一般の參考並觀覽に供しつゝあり、又新羅の舊都たる慶尙北道慶州に大正十五年六月博物館分館を開館せるが、其の陳列品は主として慶州金冠塚其の他發掘遺物及財團法人慶州古蹟保存會並個人よりの寄託品を以て之に充て、

更に新羅を中心として南鮮に於ける遺物を順次蒐集陳列し、三國時代新羅・任那・百濟及新羅一統時代佛教藝術品を蒐集陳列し一般の觀覽に供しつゝあり。

四、朝鮮史の編修 朝鮮の文化は其淵源甚だ遠く、且つ優秀なるものも亦尠くない。然るに從來之等に關する記録、古文書其他の史料の保存方法が充分ならざりし爲、逐年湮滅せんとする傾向があつたので總督府は大正十一年十二月斯道専門の内鮮學者を擧げて朝鮮史編纂委員會を組織し、廣く全鮮に互りて史料を蒐集し、之を基礎として學術的なる朝鮮史の編纂に着手したが、所期の目的を達成せんには、更に權威ある組織に改むるを必要としたので、同十四年六月官制を制定し、朝鮮史編修會を設置せられたのである。爾來逐年事業の進展著しく、史料の一般的蒐集並に整理は略々完了したので、昭和六年度より朝鮮史の印刷に着手し、全三十五卷の豫定中既に三十二卷を刊行し、目下引續き残り三卷の印刷中にして昭和十二年度中には全部を完了する豫定である。

尙「朝鮮史」の編修刊行に伴つて、蒐集せる重要史料を廣く一般に紹介せんが爲め「朝鮮史料叢刊」を編纂し、既に昭和八年度より寫真版或は活版を以て刊行を進めてゐるが、是亦昭和十二年度を以て完成する豫定である。

二二軍 事

陸 軍

朝鮮に於ける陸軍諸部隊最高統率機關として朝鮮軍司令部を置かる。

朝鮮軍司令官は陸軍大將又は中將を以て之に親補し、天皇に直隸し、朝鮮に在る陸軍諸部隊（朝鮮憲兵隊を除く）を統率し朝鮮の防衛に任ずる。軍司令部に參謀・副官・經理・軍醫・獸醫及法務の六部を置く。

大正四年第十九、第二十兩師團を朝鮮に増設するの計畫成り、翌年四月其の編成に着手し、同十年四月を以て完成を告げ、又同十一年平壤に飛行第六大隊を増設せられ、同十四年之を聯隊に改む。兩師團の配備左表の如くである。昭和十一年八月第二飛行團司令部を設置せられ、飛行第六、第九聯隊を統轄す。

在朝鮮師團配備表

師團(飛行)	師團(飛行)司令部所在地	步 兵		騎 兵		野 砲 兵		山 砲 兵		重 砲 兵 工		兵 飛 行	衛 戍 地
		旅 團	聯 隊	聯 隊	聯 隊	聯 隊	聯 隊	聯 隊	聯 隊				
第十	羅 南	第三十七	成 興	第七十三	第二十七			第二十五					羅 南
第九	羅 南	第三十八	羅 南	第七十四									會 寧
				第七十五									咸 興
				第七十六									羅 南

師團(飛行團)	師團(飛行團)司令官所在地	旅團	步兵	騎兵	野砲兵	山砲兵	重砲兵	工兵	飛行	衛戍地	第	二	十	
											三十九	龍山	龍山	龍山
旅團	所屬司令官所在地	聯隊	聯隊	聯隊	聯隊	聯隊	聯隊	聯隊	聯隊	聯隊	第	四	十	
											七十九	龍山	龍山	
											第七十七	龍山	龍山	
											第二十八	龍山	龍山	
											高野砲隊第六	龍山	龍山	
											第二十	龍山	龍山	
												龍山	龍山	
												龍山	龍山	
												龍山	龍山	
												龍山	龍山	
												龍山	龍山	
第二會寧												龍山	龍山	

鎮海・元山及羅津に要塞司令部を置かる。要塞司令官は朝鮮軍司令官に隷す。該要塞地帯は陸海軍省告示を以て別に定めらるる所に據る。

朝鮮憲兵隊司令部は京城に在り、該司令官は憲兵司令官に隷し、朝鮮に於ける憲兵隊を統率する。憲兵は朝鮮に於ける軍事警察に係るものは朝鮮軍司令官・鎮海要港部司令官・行政司法警察に係るものは朝鮮總督の指揮を承く。而して其の憲兵隊區左の如くである。

- 京城憲兵隊 京畿道・黃海道・江原道(通川郡・高城郡・襄陽郡・江陵郡・三陟郡・蔚珍郡を除く)
- 大邱憲兵隊 忠清北道・忠清南道・全羅北道・全羅南道・慶尙北道・慶尙南道
- 平壤憲兵隊 平安北道・平安南道
- 咸興憲兵隊 咸鏡南道・江原道(通川郡・高城郡・襄陽郡・江陵郡・三陟郡・蔚珍郡)
- 羅南憲兵隊 咸鏡北道

以上の外、朝鮮に於ける陸軍諸官衙左の如くである。

- 朝鮮軍軍法會議
- 朝鮮陸軍倉庫
- 朝鮮衛戍刑務所
- 軍馬補充部雄基支部
- 平壤陸軍航空支廠
- 陸軍造兵廠小倉工廠平壤兵器製造所
- 陸軍兵器本廠平壤出張所
- 陸軍築城部本部釜山出張所
- 陸軍運輸部釜山出張所
- 右同 羅津出張所

- 所在地
- 龍山
- 龍山
- 龍山
- 雄基
- 平壤
- 平壤
- 平壤
- 釜山
- 釜山
- 羅津

海 軍

日露戦役の際、我海軍は慶尙南道巨濟島松眞に假根據地防備隊を置いたが、其後之を鎮海防備隊に改稱し、又同戦役中元山に置きたる臨時防備隊は其後永興灣内の松田灣に移し、之を永興防備隊に改稱した。

明治四十四年四月一日對馬及朝鮮の海岸海面を第五海軍區とし、慶尙南道鎮海を軍港としたが、鎮守府を置かず、佐世保鎮守府をして之を管轄せしめ、同四十五年四月松眞に於ける鎮海防備隊を鎮海に移した。

大正五年四月鎮海軍港に要港を置き、鎮海要港部と稱し、永興防備隊を廢止した。

同十二年四月對馬島及朝鮮の海岸海面を第三海軍區に編入し、鎮海軍港を鎮海要港に改稱せられた。昭和十二年四月海軍區改正され朝鮮の海上及陸上は第三海軍區に編入された。

鎮海要港部は壹岐對馬及朝鮮の海上及陸上の防禦、警備並に所管の出師準備に關することを掌り又所屬各部を監督す。要港部は司令部・工作部・港務部・病院等より成り、防備隊・航空隊・通信隊及警備艦船を附屬せしむ。又鎮南浦及永興には燃料貯藏場がある。

鎮海要港部司令官は海軍中將又は少將を以て之に補し、天皇に直隸し、部下の艦船部隊を統率し、又海軍大臣の命を承け軍政を掌り、作戰計畫に關しては軍令部總長の指示を受く。

鎮海防備隊は鎮海要港部に屬し、要港陸上警備及機雷敷設、掃海等海面防禦並に航空機に依らざる空中防禦に關することを掌る部隊であつて、司令は要港部司令官に隸し、隊務を總理する。

驅逐隊は要港部の警備隊とし配屬せしめらる。

海軍燃料廠（所在地平安南道大同郡寺洞）は山口縣徳山所在海軍燃料廠の一部であつて、吳鎮守府に屬し、石炭及煉炭の生産に關することを掌る。同部は大正十一年四月平壤炭田の一部及元朝鮮總督府平壤礦業所の施設一切を海軍省に移管したるに同時に、其の事業を繼承したものであつて、同炭田は無煙炭を産し、炭量豊富、品質亦優良にして現今礦區を三採炭區に分ち、坑口十二箇所を稼行し、煉炭機三基を有する。採掘炭の大部分は軍用煉炭の原料として、平南線に依り鎮南浦を経て海路徳山に於ける海軍燃料廠に移送し、一部は鐵道局及民間の需要に應じ、煉炭も亦軍用に供するに共に鮮内に於ける燃料調節の一助たらしむる主旨を以て家庭用燃料として民間の需要に應じてゐる。

資 源 及 防 空

朝鮮の資源調査事務、並に防空關係事務は、從來朝鮮總督官房文書課に於て取扱つて來たが、輓近時局の推移に伴ひ、これら關係事項は重要性を帯び來り從て該事務も複雑廣汎に及んで來たので、茲に朝鮮總督府事務分掌規定を改正し、昭和十二年九月一日訓令第六十六號を以て資源課新設を公布した。

而して資源課に於ては

- 一、資源調査に關する事項
 - 二、總動員計畫に關する事項
 - 三、防空に關する事項
- を管掌し、課長一、事務官一、技師二、屬一〇、技手五、囑託二、雇員一六、合計三七人の職員を置く。

◇資源調査及總動員計畫

昭和四年資源調査法及資源調査令の施行以來、命令の定むる所に依り、人的物的資源調査を行ひ、その基礎的資料を蒐集して、産業開發及國防上の全能力を最も有効適切に發揮せしめるため、國家總動員計畫を樹立し、殊に朝鮮は國防上の見地より重要な位置にある關係上中央に順應し、これに萬遺憾なきを期してゐる。

◇防 空

昭和十二年四月十三日防空法施行せられ、その後の時局の急速なる發展は十月一日よりこれを實施せしめたので、朝鮮に於ても内地に順應し、軍部と密接なる聯繫を保ち半島空の護りの萬全を期するため努力してゐる。尙ほ事務概要は左の如くである。

- 一、防空委員會に關する事項
- 一、防空思想の普及及び宣傳に關する
- 一、防空計畫の假定に關する事項

- 一、官廳防空に關する事項
- 一、防空訓練に關する事項
- 一、防空に關する調査研究に關する事項
- 一、防護並に防空工作に關する事項
- 一、防空資材整備に關する事項

二三 情報宣傳機關

朝鮮中央情報委員會規定は、昭和十二年七月二十二日朝鮮總督府訓令第五十一號を以て公布された。委員會は、政務總監を委員長とし、朝鮮總督府内外各局長、京畿道知事、審議室主席事務官、外務部長、人事課長、文書課長、臨時委員朝鮮軍參謀長、鎮海要港部參謀長、朝鮮憲兵司令官等を以て組織され、その下に幹事會を置き、幹事長は文書課長之に當り總督府關係各課長、審議室事務官、外務部事務官、文書課事務官、陸海軍兩御用掛、中樞院書記官、遞信局監理課長、鐵道局庶務課長、專賣局庶務課長を幹事としてゐる。

委員會は特に重要問題出來の場合に開催し、幹事會は設立以來每週二回開催して、當面の諸事項を協議し、本機關設立の機能發揮に萬遺憾なきを期してゐる。

尙ほ、朝鮮中央情報委員會の下に、全鮮各道に、道知事を委員長とする道情報委員會を設け朝鮮中央情報委員會との聯絡の下に密接な聯携を取りつゝ活動してゐる。

二四 在滿朝鮮人の概況

移住の沿革

鴨綠江及豆滿江の一衣帯水を隔てたる滿洲への朝鮮人移住は地理的及び歴史的に深き關係を有し、其の沿革には相當古きものがある。清朝康熙帝の頃、既に間島地方には農耕に従事する韓人移住の點在を見たるが、降つて明治二、三年頃より漸次其の數を増加し、現在在滿朝鮮人の概數は實に百萬を號せらるる狀況にある。今滿洲を間島其の他の二地方に分ちて朝鮮人移住者の概況を述べれば次の通である。

一、間島地方 間島地方は舊中國領域の東北邊隅に位し、且之が舊韓國との境界分明ならざるのみならず、人口頗る稀薄にして而も地味肥沃なりし關係上、昔時より自然國境地方住民の恒常的に移住する者多く、就中明治二十三年の所謂庚午の凶歉に際しては北鮮地方の罹災民相次で移住し、明治四十年間島在住朝鮮人保護の爲、統監府臨時派出所の設置せらるるや、鮮内各地より移住する者漸く繁く、爾來増加の一途を辿り、昭和十一年十二月の統計の示す處に依れば其の數四十七萬二千六百六十六人に上り、間島總人口の約八割を占むる狀況にある。而して其耕地面積も大半は既に朝鮮人の所有に屬し、且滿洲國人の所有する耕地も殆んど全部朝鮮人に依つて耕作せられつつありて、正に朝鮮の延長たるの觀がある。

二、間島以外の滿洲 間島を除く滿洲所謂表滿洲への移住は上記間島地方に於ける略同様の關係に於て鴨綠江を渡り東邊道地方へ進出し農耕に従事したるに始まるのであるが、此等は多く支那人の捨てて顧みざる濕潤地を求めて水田を開墾し、漸を追ふて奥地に進むに到るのである、殊に日露役の後安奉線開通せらるるや、俄に平安南北道を主とし、南鮮方面の農民等南滿洲鐵道を通じて其の沿線に又延びては北滿鐵道沿線及吉敦線沿線地方へ北上し、大正二、三年頃より其の趨勢更に著しきを加へつつあつたが、滿洲事件後に至つては帝國の保護從來より濃厚となりたるに伴れ、一層其の傾向に拍車を加へ、東に進み西に出で現在に於ては、東蒙古・鄭家屯・秦來方面は固より遠く熱河地方及蘇滿國境各地にまで伸展し、昭和十二年十二月末に於ける統計は四十一萬二千四百九十人を示すも、其實數は之よりも大なるべく、此等鮮農は日夜孜孜し曠野を拓き、農耕に従事し、今や十數萬町歩の水田を開墾するに至り滿洲國の寶庫充實に貢獻しつつある狀況にある。

施設の大要

一、滿洲事件前に於ける施設 半島の地を去りて大陸の沃野に憧れ渡滿せし朝鮮人の多くは、赤手空拳何等の資本を有せざる爲、日夜の奮闘努力に依り得たる秋收も、滿人地主へ收むる小作料に或は高利債務の支拂に徴收せられ殊に甚しくは舊軍閥の苛斂誅求の爲其の效果の餘す所殆んさなく、農耕資金は勿論、日日の生活の糧にも追はるるが如き悲惨なる生活を續けた。依つて韓國當時の統監府は間島

に臨時派出所を設け、種種の保護施設を講じて此等同胞の伸展を圖り來りしが、更に日韓合併後本府は益々其の施設を擴充し、各地に本府職員を駐在せしめ、直接朝鮮人の保護に當らしめたる外、外務省、滿鐵會社等と協力し、年年多額の經費を支出して教育・衛生・獸疫豫防・金融・産業及救濟等に關する各般の施設をなし、且之が充實に努め來りたり。

二、滿洲事件後に於ける施設 滿洲事變と共に蜂起せる暴逆な兵匪共匪土匪の魔手を逃れ鐵道沿線其の他市街地に避難し來りたる奥地居住朝鮮同胞の數は一時的ではあつたが、間島及表滿洲に於て各三萬餘人の多きに上つた。依て本府は此等避難民の救護處理の爲、新京に事務官を派遣駐在せしめたる外、各避難地中重要箇所を臨時に多數の職員を配置し尙又本府内にも相當數の職員を増員し、軍部・大使館及領事館等と協力して之が救済に遺憾なきを期した。滿洲國の建國成るや、滿洲の情勢全く一變し多年舊軍閥の誅求に喘ぎつつありし在滿朝鮮人は生活の更生を期し得るに到つた。而して之の劃期的現象は又一面鮮内一般民衆に大なる刺戟をあたふる結果となり、新に多くの渡滿者を誘致するに至りたり。是に於て本府は是等朝鮮人の保護撫育に一層の拍車を加ふるの必要を認め先づ其の第一着手として既移住者に對する生活安定の方途を講じ、從來の教育・醫療・金融・産業の諸施設を益益積極的に擴充し、次で事變に依る避難民の永久的安定處置として、表滿洲に於ては昭和六年度に鐵嶺、昭和八年度に營口及河東、昭和九年度に綏化の四安全農村を、昭和十年度には三源浦の安全農村を建設すると共に既設農村の擴充に努めた。昭和十二年より營口農村之部を除き土地代家屋費の年賦償還

を開始し自作農創定に入るこゝになつた。此等の安全農村には何れも南滿及北滿一圓に互る避難鮮農及其の他貧困なる鮮農を收容したのである。夫等各農村の状況を概述すれば次の通である。鐵嶺安全農村は滿鐵本線亂石山驛の西方約一里の地點に在り、總面積千九百九十九町歩、内水田九百十六町歩に互り鮮農三百八十三戸、千九百九十九人を收容してゐる。

河東安全農村は北滿鐵路東部線烏吉密河驛の東北約二里の地に位し、總面積二千五百三十八町歩、内水田千六百六十町歩、畑其の他八百餘町歩に互り、現に六百八十三戸二千九百九十五人を收容して居る。

營口安全農村は遼河の河口營口の田庄臺との間、遼河の右岸廣袤一萬五千町歩の草生地中に在り、第一次計畫の總面積は三千町歩であつたが、昭和十年度には鮮農一千八百五十七戸、九千五百七十八人を收容してゐる。更に約二千五百町歩を商租し千二百戸を收容すべく計畫を立て、居る。

綏化安全農村は北滿呼海線秦家驛の東方約四里の地點に位する千九百五十一町歩に互り、其中水田千六百六十町歩を有し鮮農四百五十戸二千二百二十四人を收容してゐる。

三源浦安全農村は總面積四百二十二町歩に互り、鮮農百七十一戸、七百七十人を收容してゐる。

間島地方は、思想的に極めて複雑にして、滿洲事變以前より不逞團の巢窟・共匪の根據地にして、善良なる鮮農は絶えず其の迫害を被り來つたのであるが、殊に滿洲事變直後に在りては王德林の擾亂あり、又兵匪共匪隨所に跋扈し、殺害・放火・掠奪・拉致等暴戾至らざるなき爲、奥地居住の鮮農は陸

續ミして安全地帯に難を避くる状態にあつた。此等鮮農救済の爲め本府は凡ゆる障害を排し、極力應急的保護を加へ、次いで間島の實情に鑑み、之が安住策として此の地方に集團部落を建設するこゝに決した。右部落は自衛自耕即ち自ら衛り、自ら耕す一種特異の農民部落であつて、昭和七年度に九箇所、同八年度に十六箇所更に同九年度には五箇所を建設した。本施設の實現は間島に於ける安全圏を擴大し、兵共匪の蠢動を壓迫するこゝに在るを以て、匪賊は必死の勢を以て部落建設作業に妨害を試み、數十回に互り襲撃を敢行したが、自衛團は常に勇敢に應戦し、克く之を排撃して部落を完成せしめた。本部落は地位的に見て要所要所を占據してゐるがために間島治安上最も効果的なる一大役割を演ずるに至つてゐる。本府は此等集團部落に收容せる鮮農の爲、各般の施設を集中し、將來模範農村たらしむべく努力中である。

尙集團部落建設と共に、本府は別に昭和七年度より東洋拓殖會社と協定し、向ふ五箇年間に二百萬圓の資金を以て二千五百戸の自作農創定を計畫し目下着々進捗中であるが、昭和十二年七月末に於ける實績は創定戸數二千八百戸、所要土地面積一萬三千七十八町歩にして、之に要したる資金は百四十九萬四千六百三十三圓に達する。

以上述べた如く本府は在滿朝鮮人の現地保護に付萬全を期し各般の施設を講じ來りたるが滿洲事變後滿洲の新天地を目指して渡滿する鮮農の増大するに及びて、必然的に鮮滿農間に種種耕作上其の他の紛争を惹起し隨て之が既移住者の獲得した土地及小作に關する權利の確保に脅威を與ふるこゝに在る。

り延いては滿洲國建國の精神たる五族協和の上にも不尠惡影響を及ぼすものあると共に、一面又鮮内過剩人口の内地渡航が内地勞働界に異常なる影響を及ぼす狀況に鑑み、本部は緊急之が對策として中央及滿洲の關係方面と協力し、先づ在滿朝鮮人移住者の統制を圖り次で鮮内よりの滿洲移住を助成するの方針を確立し、其の實行機關として昭和十一年九月制令に依り官の特別の保護と監督下に立つ資本金二千萬圓の鮮滿拓殖株式會社を設立した。其の本社は之を京城に置き南鮮地方に於ける過剩人口の北鮮地方移植を圖ると共に、滿洲國の鮮滿拓殖股份有限公司と一體不可分の關係を創り事業の圓滿なる運行を圖ることを志した。

斯くして本府は特に滿洲事變以後に於ける諸般狀勢の飛躍的變化に順應すべく、在滿朝鮮人の完全なる安住發展を期し、諸種の計畫を進め、光輝ある同胞の將來を約し、一步一步其の實現に努めつつある。

朝鮮總督府編纂

昭和十二年十二月二十四日 印刷
昭和十二年十二月二十七日 發行

京城府蓬萊町三丁目六十二・三番地

印刷所 朝鮮印刷株式會社

池C-3

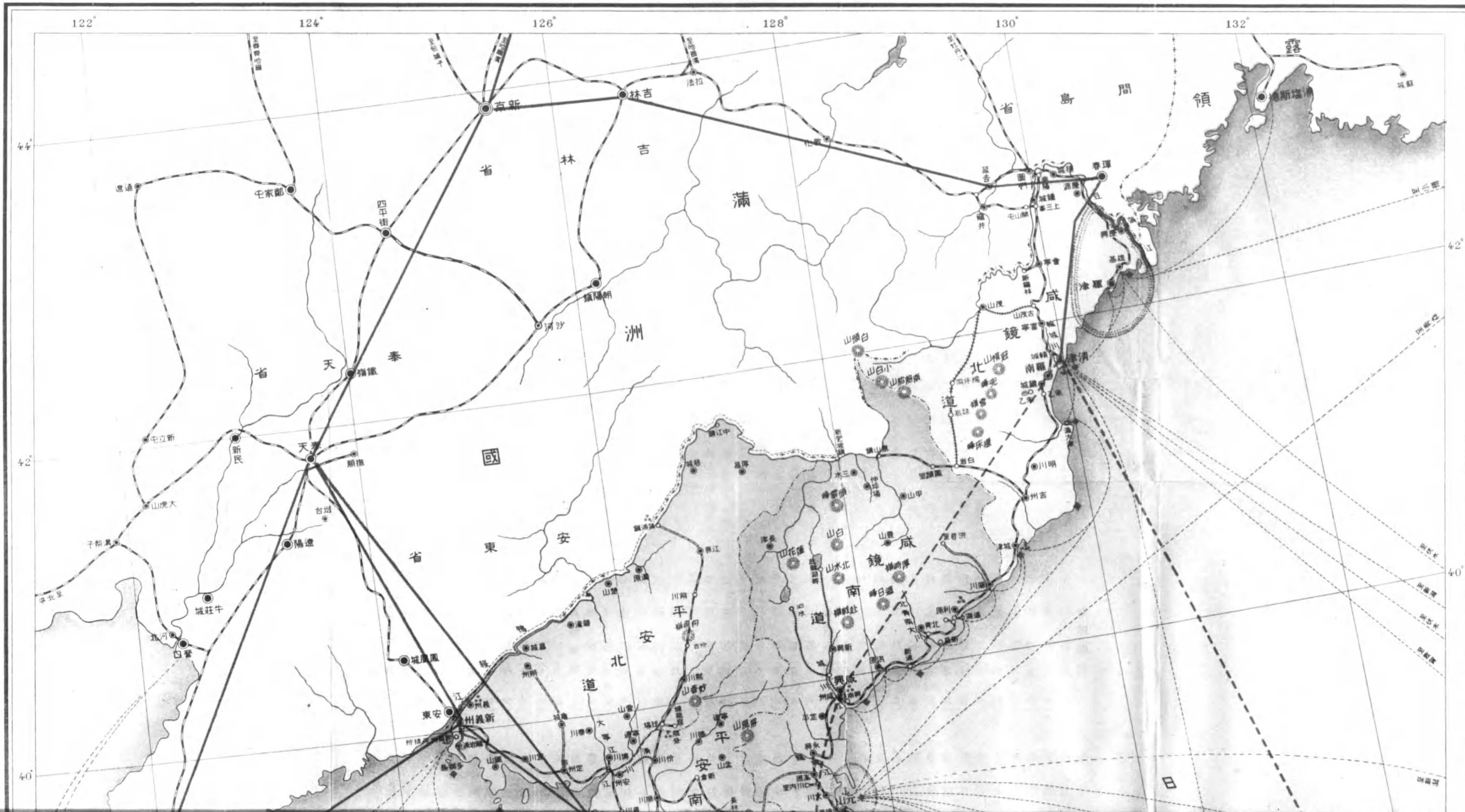
寄贈



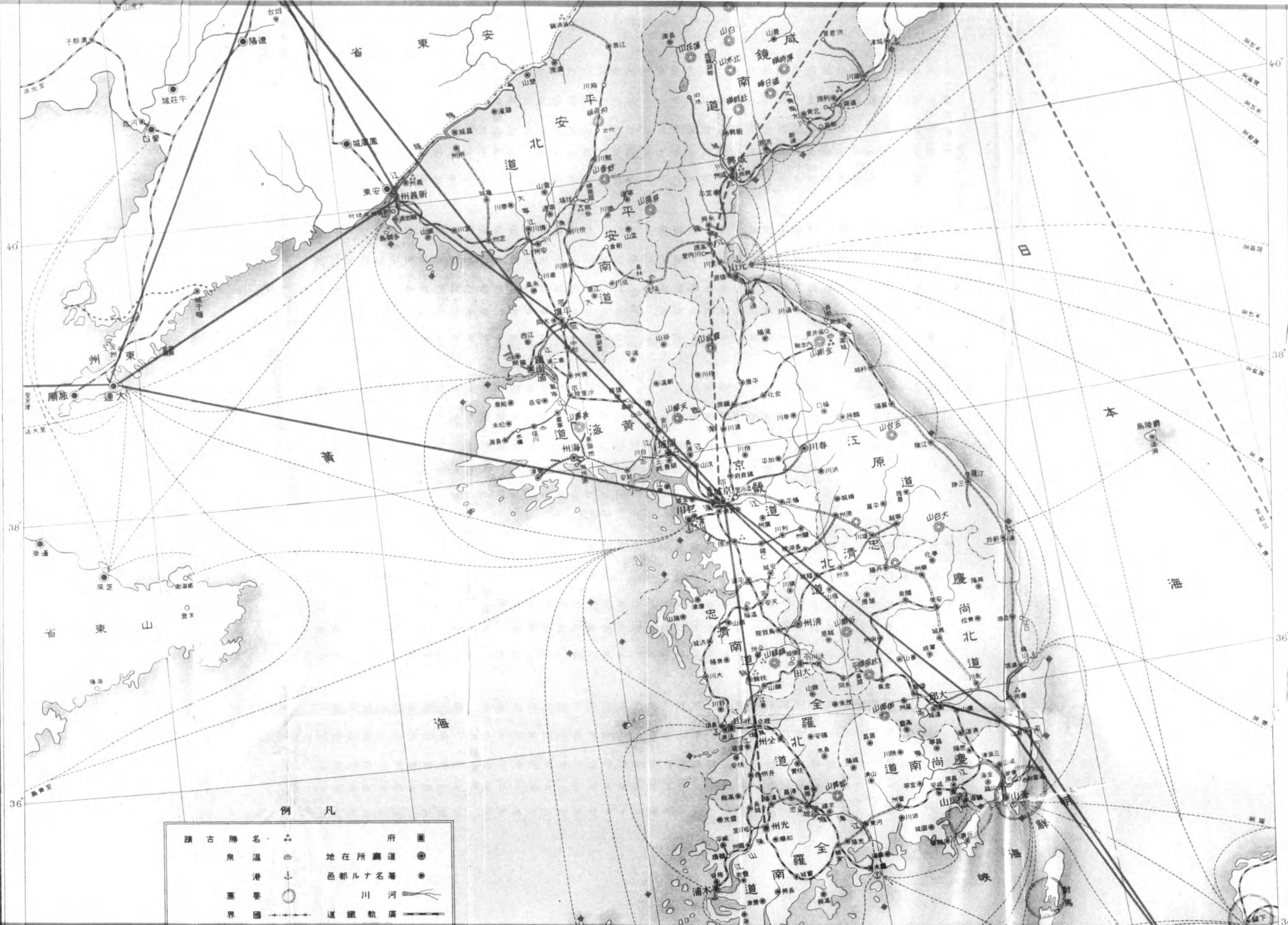
29116

興源城城寧山寧津州川
郡郡郡郡郡郡郡郡郡
(雄)(慶)(穩)(鍾)(會)(茂)(富)(城)(吉)(下
基)(源)(城)(城)(寧)(山)(寧)(津)(州)(雲)

朝鮮地圖



昭和十二年十二月一日

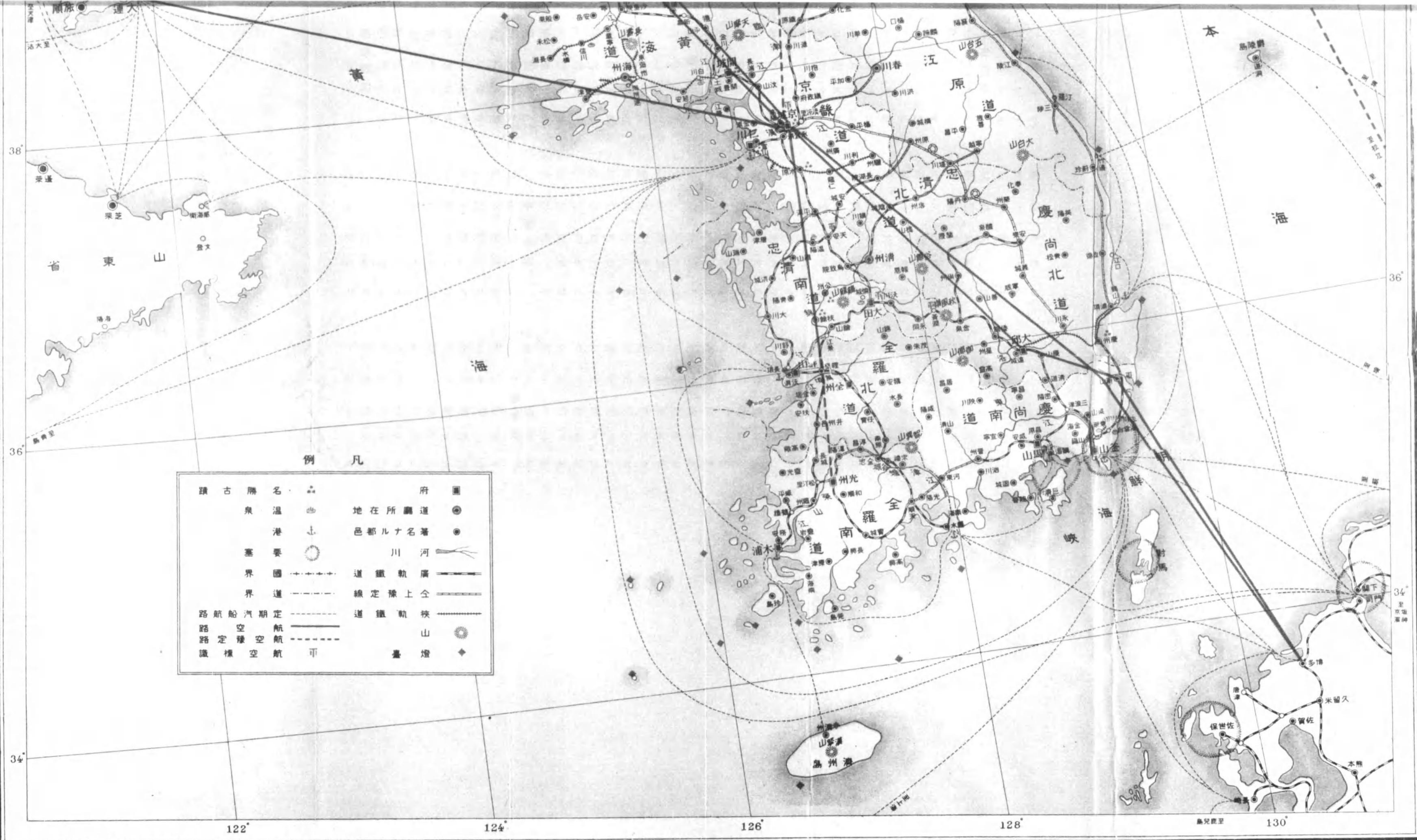


例 凡

蹟古勝名	府 圖
泉 温	地 在 所 屬 道
港	邑 都 儿 十 名 著
塞 要	川 河
界 國	道 鐵 軌 廣

40
38
36
40
38
36

昭和十二年十二月一日現在 朝鮮總督府



例 凡

蹟古勝名	山	府 廳	●
泉 温	山	地在所屬道	◎
港	山	邑都儿十名著	●
塞要	山	川 河	—
界 國	山	道 鐵 軌 廣	—
界 道	山	線 定 豫 上 全	—
路 航 船 汽 期 定	山	道 鐵 軌 狹	—
路 空 航	山	山	◎
路 定 豫 空 航	山	臺 燈	◆
識 標 空 航 可	山		

一之分萬十五百二尺縮

0 5 10 20 30 40 50



終